

# 【高血圧、脂質異常症、糖尿病にて通院中の患者さんへ】

## 特定疾患管理料から生活習慣病管理料への移行についての重要なお知らせ

いつも当院をご利用頂き誠にありがとうございます。

昨今の食の欧米化と超高齢社会により、生活習慣病（高血圧、脂質異常症、糖尿病）の患者数が増加し、今や健康長寿の最大の阻害要因となっています。  
当クリニックでは従来から生活習慣病に力を入れておりますが、医師による診察・投薬だけでなく、今後は看護師による生活指導、栄養士による食事指導、検査技師による動脈硬化検査、理学療法士による運動指導など、多職種連携による生活習慣病のトータルケアを目指しています。

厚労省は年々増加する生活習慣病対策の一環として、令和6年(2024年)6月1日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者の方で、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行します。

この度の改定によって、6月1日以降、高血圧、脂質異常症、糖尿病の患者さんには個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ署名（サイン）を頂く必要があります。  
お忙しいところ大変恐縮ですが、どうかご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。

参考例) 70歳代、1割負担の場合 ※年齢、保険の種類、その他加算によって異なります

| 現行           |      | 2024年6月以降    |      |
|--------------|------|--------------|------|
| 再診料          | 73点  | 再診料          | 75点  |
| 外来管理加算       | 52点  | —            | —    |
| 特定疾患療養管理料    | 225点 | 生活習慣病管理料(II) | 333点 |
| 処方せん料など      | 141点 | 処方せん料など      | 60点  |
| かかりつけ医としての評価 | 15点  | かかりつけ医としての評価 | 40点  |
| 合計           | 506点 | 合計           | 508点 |
| 自己負担額(1割)    | 510円 | 自己負担額(1割)    | 510円 |

①生活習慣管理料 II へ変更の場合、患者さんの自己負担額はこれまでと変わりません。

※ただしこれまで通り検査料金は別途費用がかかります。

②生活習慣管理料 I へ変更の場合、月々の自己負担額は 500-1,000 円前後増加します

※ただし検査料金は含まれており別途費用はかかりません。